



弁護士
佐藤 充崇さん

宮城県仙台市出身。東北大学法学部および東北大学法科大学院卒。平成19年司法試験合格。平成20年弁護士登録。鶴岡市内の弁護士事務所勤務を経て、平成23年佐藤充崇法律事務所開設。

佐藤充崇法律事務所
鶴岡市美原町15-26
Tel.0235-33-8662



「法テラス」の無料相談制度
…法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」。鶴岡市にある全ての弁護士事務所でも利用が可能。

法テラス山形
Tel.050-3383-5544

身近なお悩みコレで解決!



弁護士がリレー式で、さまざまな疑問に誌面でお答えします

No.44

Q 「口約束でもらったことになってた掛け軸を勝手に売られてしまいました。」

A 「ご愁傷様です。」

「祖父が亡くなったたら、この掛け軸は孫のお前に譲る」と親と口約束でもらったことになってた掛け軸を、貴重なものだと知った祖父と親が相談して、自分に無断で売り払ってしまった。

法的には、口約束でも有効です。ただ口約束による契約は①立証が困難なことが多いこと、②細かい内容がいまいなことが多いことから、裁判外でも裁判上でもめめやすい事案です。

親子の約束でも遺産分割など法的に争うことはよくあることです。一買い戻してもらいたいのですが可能ですか? 買い戻しがどの程度簡

単かにもよります。古道具屋に売って、同じ物が販売されている場合などは、買い戻して自分に引き渡せと請求することもできると思いますが、転売されて今誰が持っているか分からない場合など、孫に引き渡すことが事実上不可能な場合、買い戻しと引き渡しを請求することもできません。

もし買い戻せなかった場合は、販売した額にかかわらず、通常掛け軸の客観的な交換価格を弁償してもらおうことになりま。ただ美術品は交換価格の算定自体が困難な場合もありますし、価格が上下動したときどうするか難しい問題もあります。

▶次号は「失言」です。身近なトラブル募集中。77ページのハガキでお寄せください。